

連結納税制度に関するアンケート 結果概要

2019年4月18日

目次

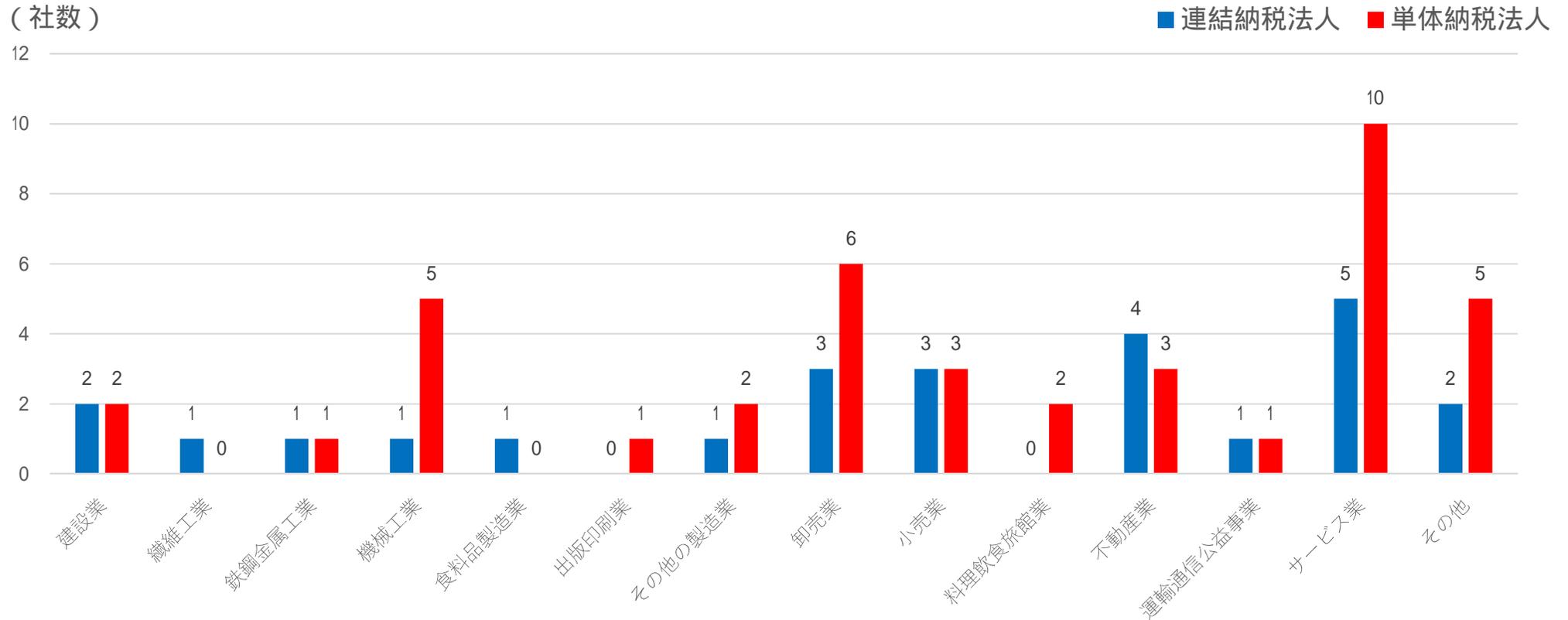
<u>Section</u>	<u>Page</u>
1. 調査概要	[2]
2. 連結納税制度の適用状況	[6]
3. 申告納税に関わる状況	[13]
4. グループ経営に関する状況	[18]
5. 連結納税制度に係る企業からの意見	[22]

1 . 調査概要

調査概要

➤ 調査対象：66社（単体納税法人41社、連結納税法人25社）

➤ 業種分布（下図のとおり）

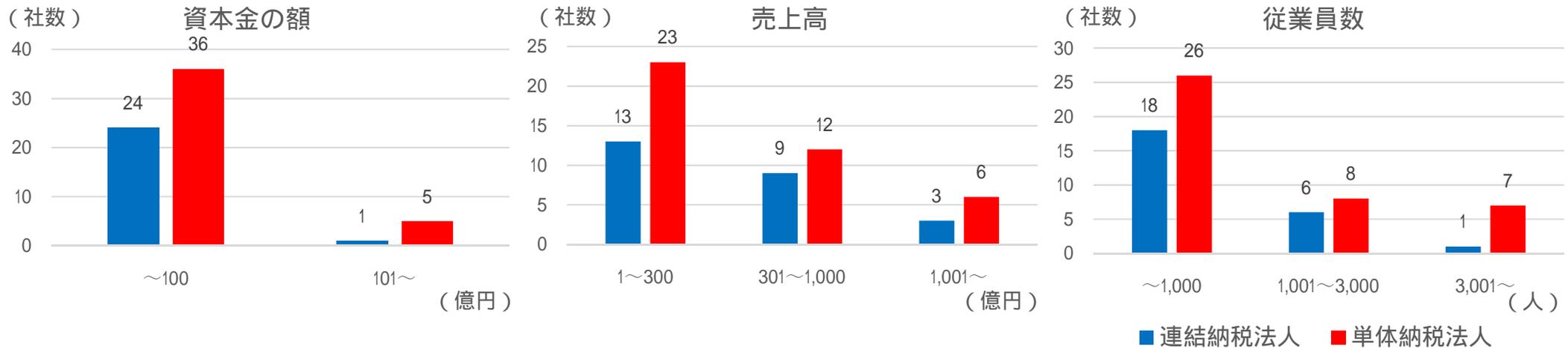


(注) 本調査では、連結納税法人については連結親法人が、単体納税法人については連結納税法人だったならば連結親法人となるべき法人が回答

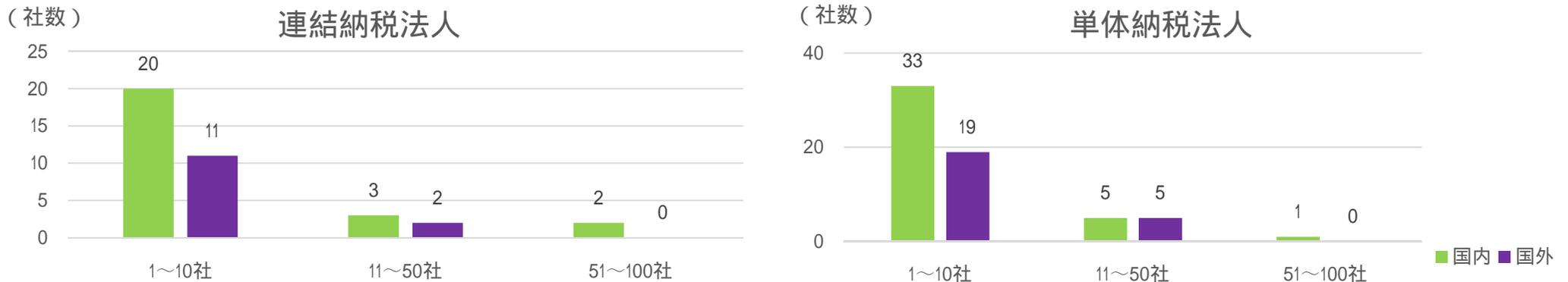
調査対象企業の規模等（1）

- 回答企業の規模は、連結納税法人と単体納税法人に大きな違いはない。
- 会計上の連結子会社数についても、連結納税法人と単体納税法人に大きな違いはない。

企業の規模



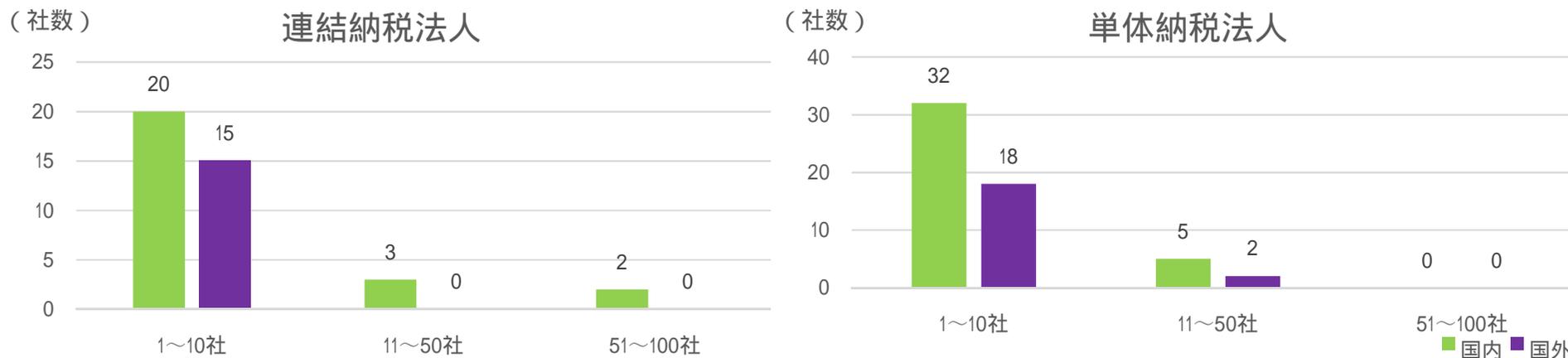
企業グループの連結会計上の子会社数



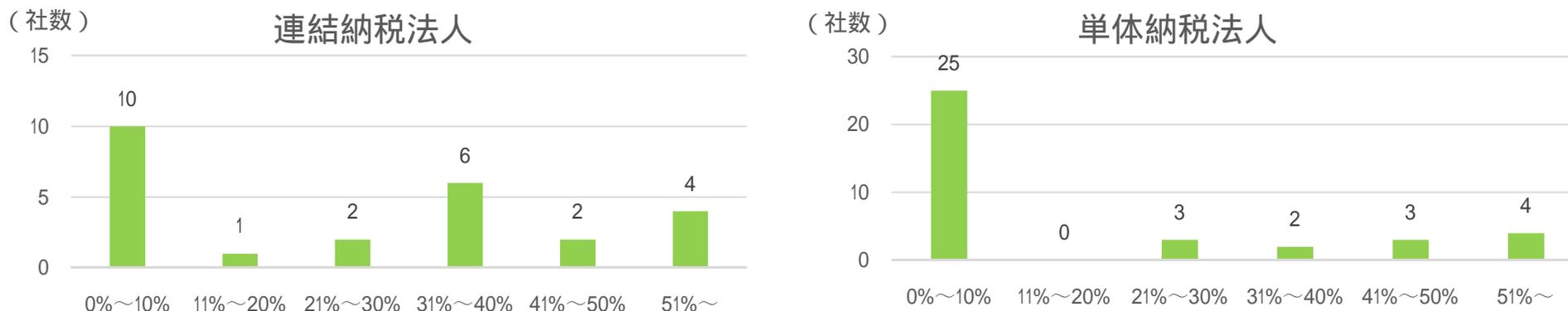
調査対象企業の規模等（2）

- 100%支配している子会社数についても、連結納税法人と単体納税法人に大きな違いはない。
- 100%支配子会社のうち、赤字国内法人となる数については連結納税法人の方が多い。

100%支配している子会社数



上記の100%支配の国内子会社のうち赤字法人となる割合

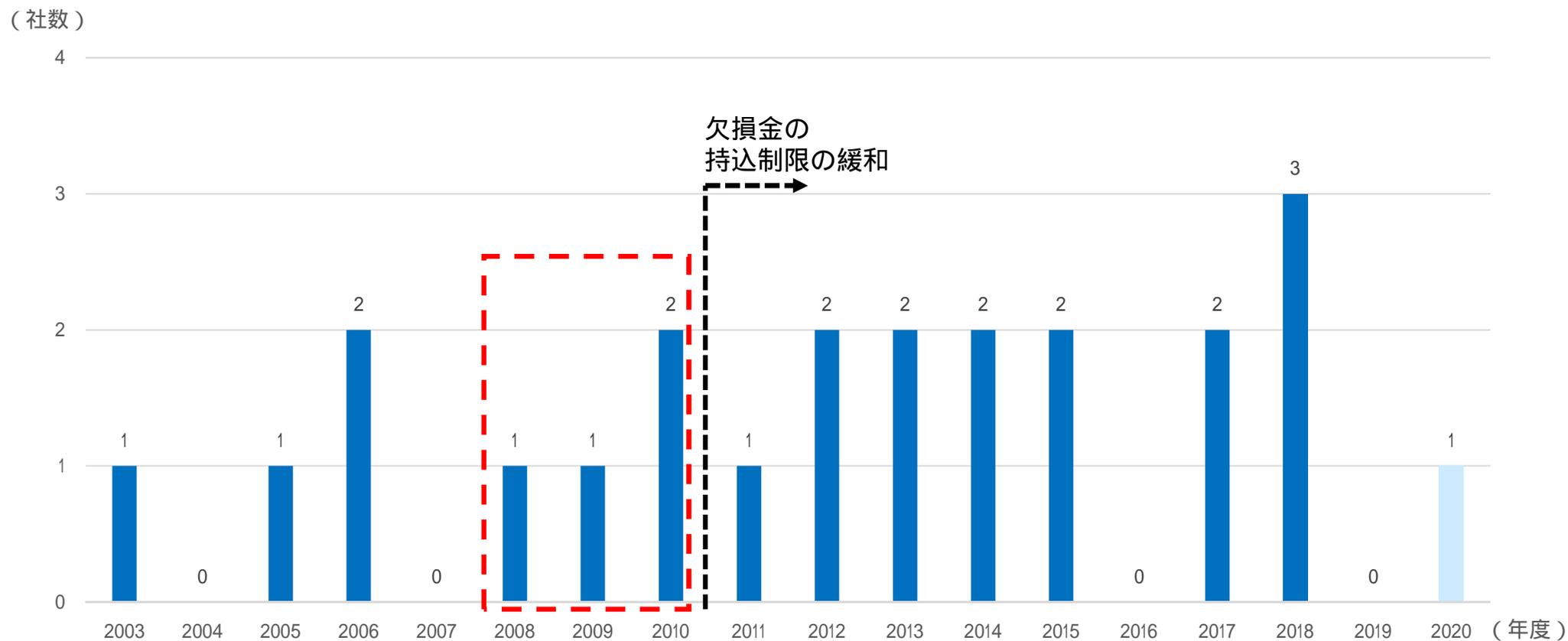


2 . 連結納税制度の適用状況

1. 調査概要
2. 連結納税制度の適用状況
3. 申告納税に関わる状況
4. グループ経営に関する状況
5. 連結納税制度に係る企業からの意見

連結納税制度の適用開始時期

- リーマンショック後の景気低迷期（2008～2010年度）の落ち込みや、2010年度以降の平成22年度改正における欠損金の持込制限の緩和等の影響による増加は特に確認できなかったが、概ね毎年、連結納税制度の適用法人が増加している。



(注) 2019年度以降は予定も含む

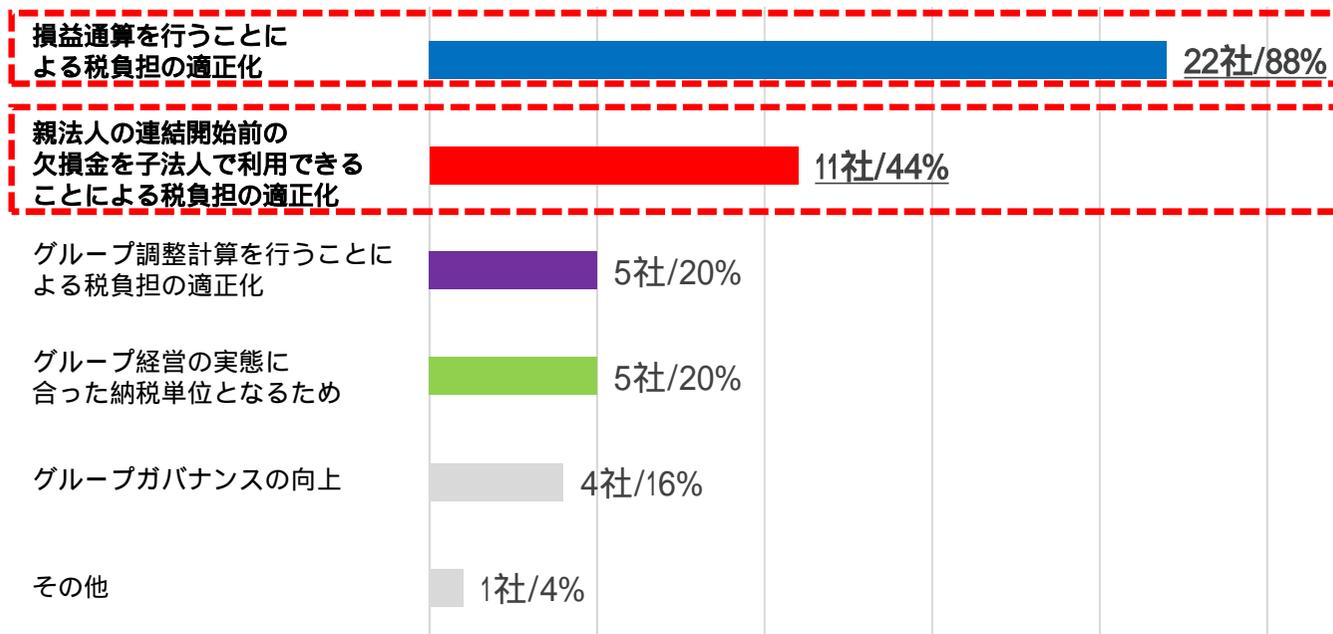
連結納税制度の適用によるメリット

- 最多の回答は、損益通算を行うことによる税負担の適正化。続いて、親法人の連結開始前の欠損金を子法人で利用できることによる税負担の適正化をあげている。
- 最も重要なものを聞いた場合でも、回答する企業の57%が、損益通算。続いて、欠損金を子法人で利用できることによる税負担の適正化、グループ経営の実態に合った納税単位となるためをあげている。

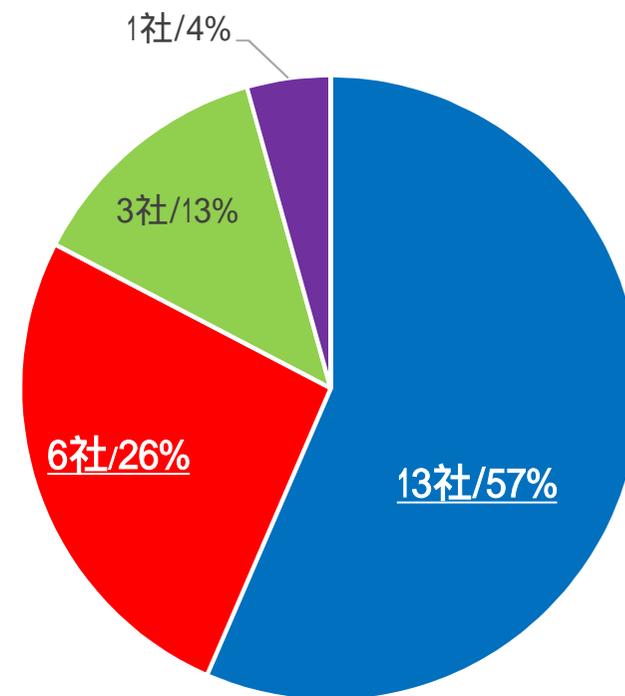
連結納税制度を適用することとした理由（複数回答）

連結納税法人

0% 20% 40% 60% 80% 100%



その中で最も重要だと考えるもの

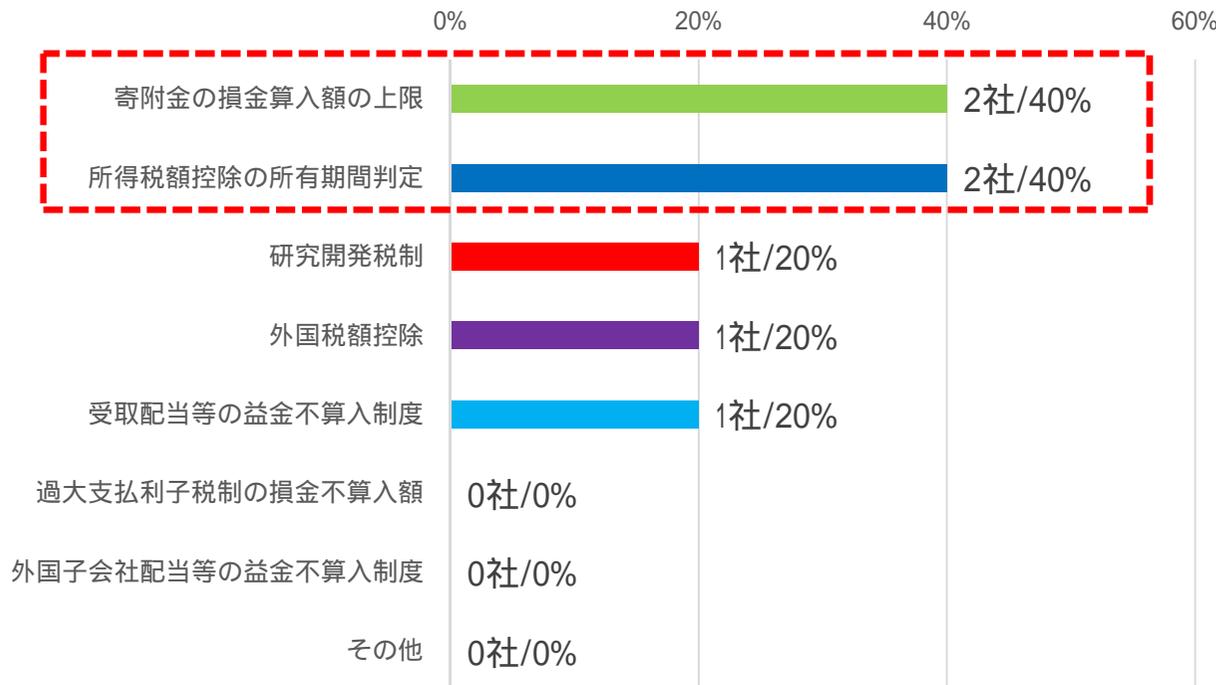


グループ調整計算によるメリット

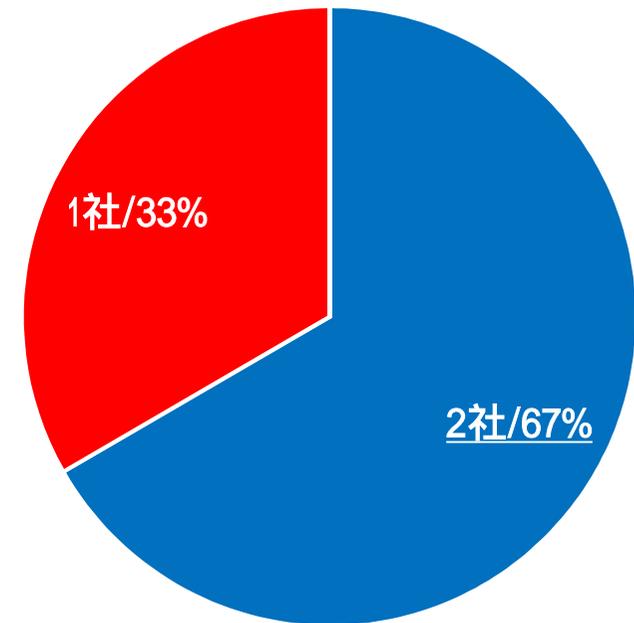
- グループ調整計算によるメリットをあげている企業は少ないが、所得税額控除の所有期間判定と寄付金の損金算入額の上限をあげる企業が2社。
- 最もメリットがある項目については、所得税額控除の所有期間判定とする企業が2社、研究開発税制とする企業は1社のみ。

グループ調整計算によるメリットが生じる項目（複数回答）

連結納税法人



その中で最もメリットが生じる項目



連結納税制度の適用によるデメリット

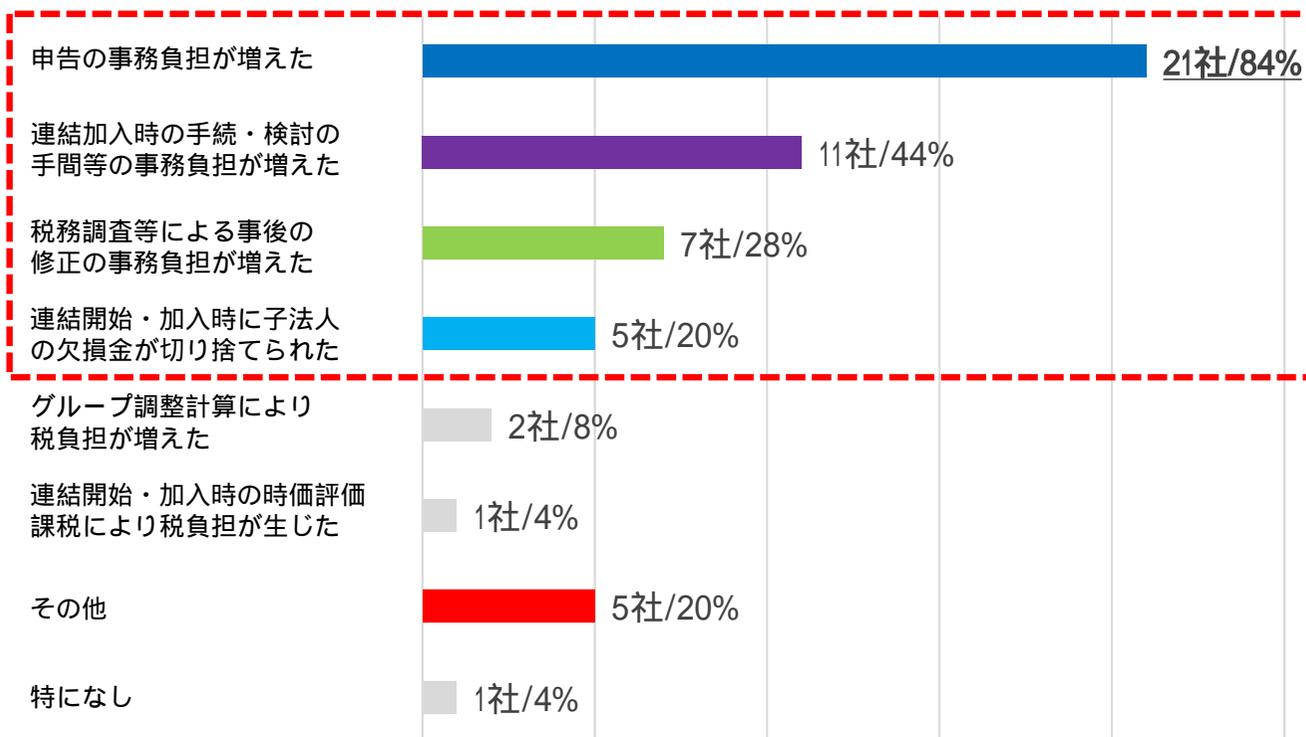
- 申告納税の事務負担とする企業が最多で、回答する企業の多くが最もデメリットが大きい項目としてあげている。連結加入時の事務負担、事後の修正の事務負担をあげる企業も多い。連結開始・加入時の子法人の欠損金の切り捨てもデメリット。

連結納税制度を適用することで生じたデメリット（複数回答）

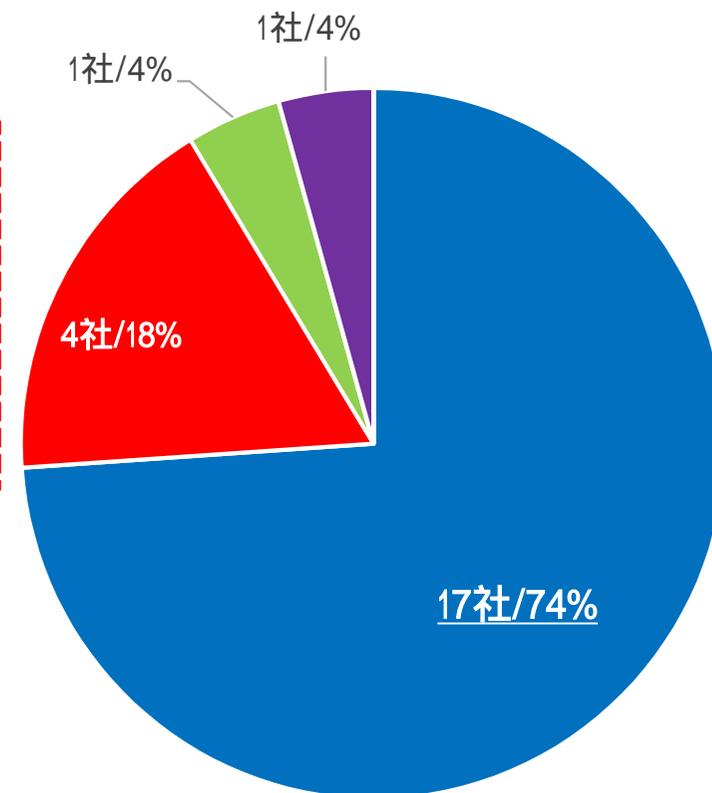
連結納税法人

(社数)

0% 20% 40% 60% 80% 100%



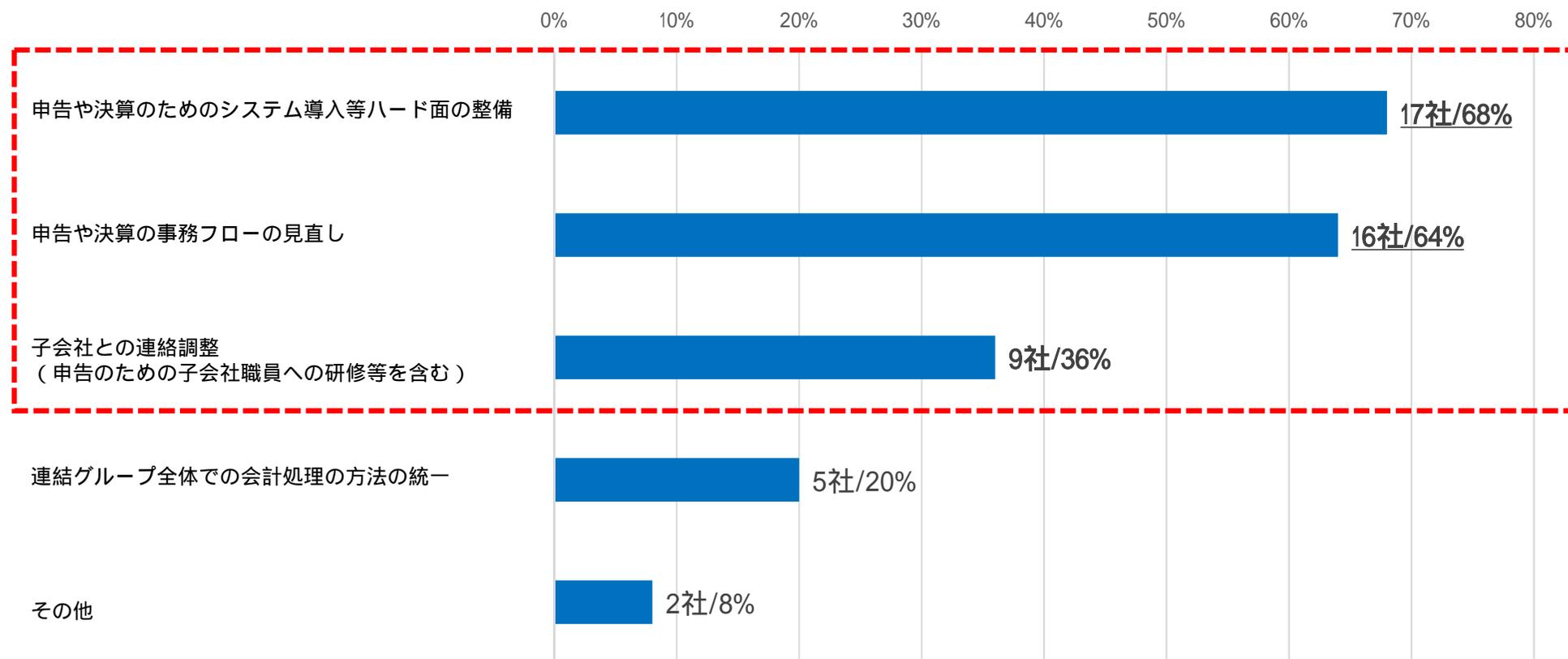
左記のうち最もデメリットが大きいもの



連結納税制度の事務負担

- 具体的な事務負担の内容については、申告や決算のためのシステム導入等ハード面の整備、申告や決算の事務フローの見直し、子会社との連絡調整（申告のための子会社役員への研修等を含む）をあげている企業が多い。

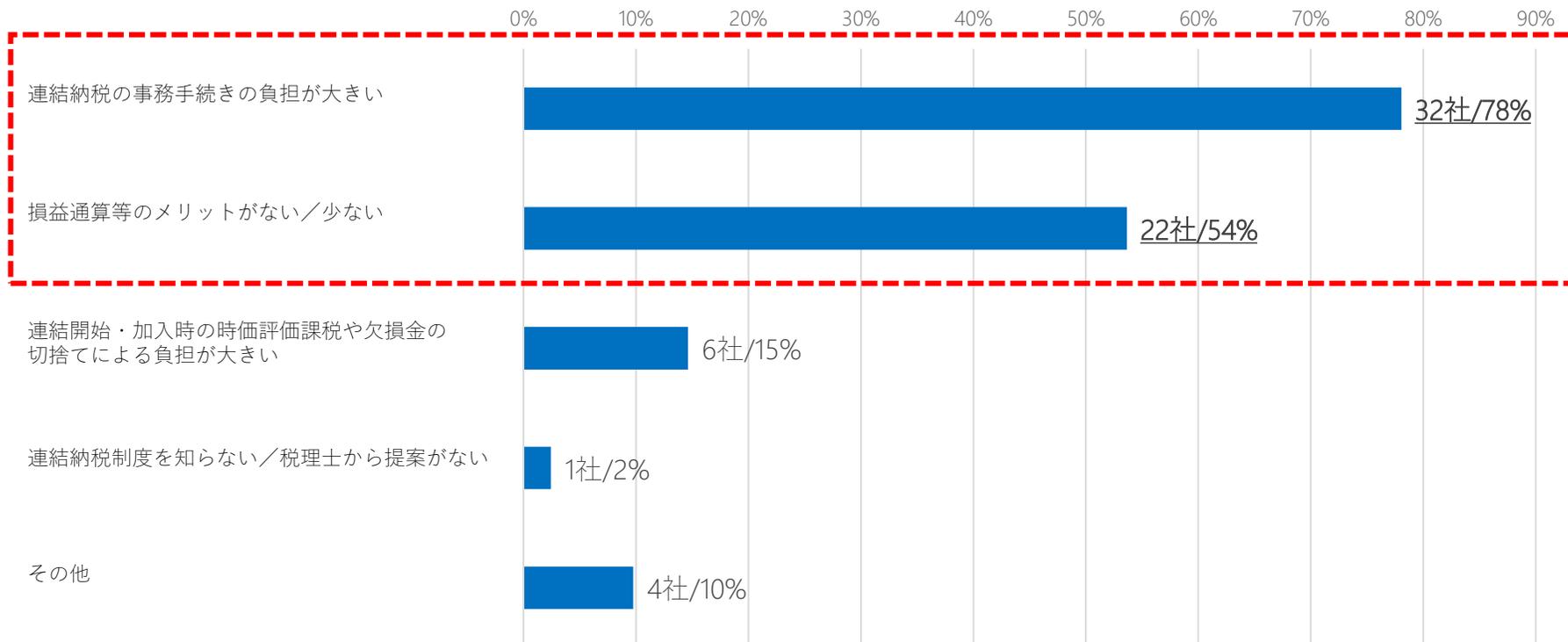
申告納税の事務負担の内訳（複数回答） 連結納税法人



単体納税法人が連結納税制度を適用しない理由

- 連結納税の事務手続きの負担が大きいとする意見が多数であったが、そもそも、損益通算等のメリットがない／少ないとする企業も半数超存在。

単体納税法人が連結納税制度を適用しない理由（複数回答）



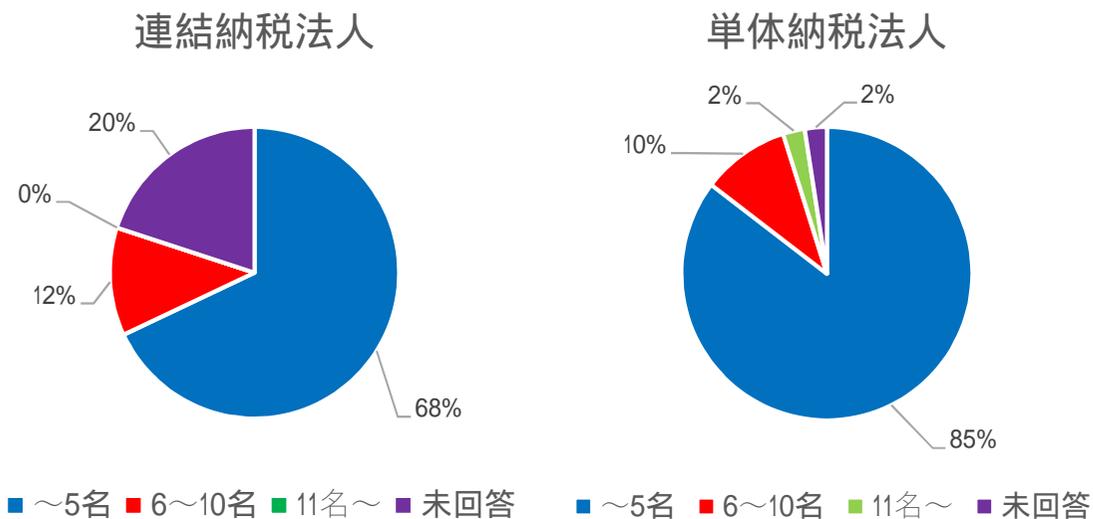
3 . 申告納税に関わる状況

- 1. 調査概要
- 2. 連結納税制度の適用状況
- 3. 申告納税に関わる状況
- 4. グループ経営に関する状況
- 5. 連結納税制度に係る企業からの意見

申告納税に係る人員・体制

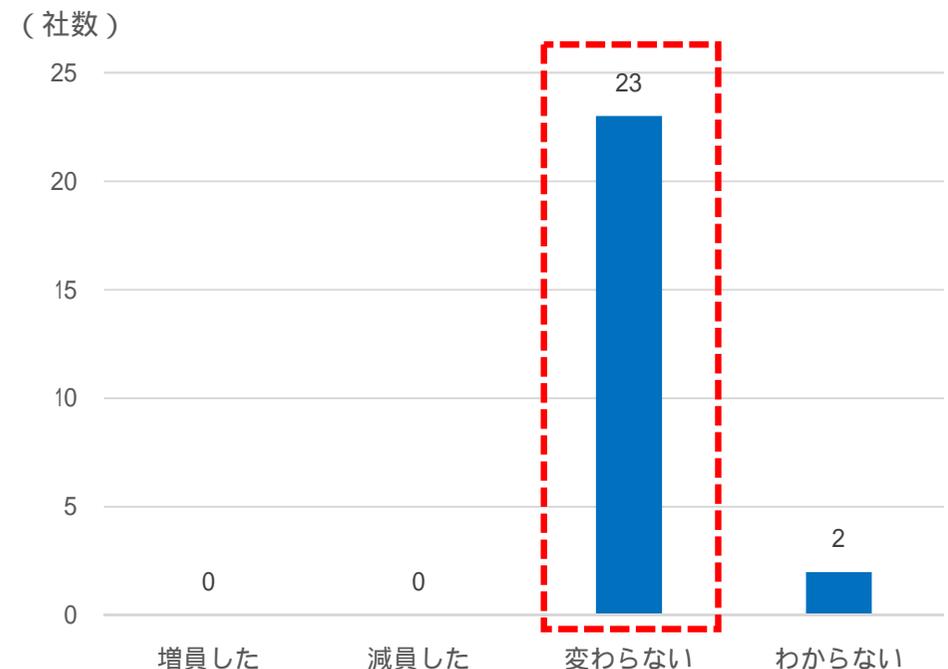
- 申告納税に係る親会社の体制については、5人以内の会社が多数（単体納税法人で85%、連結納税法人では68%）
- 全ての回答企業の部署の人員のうち税務に関する専任者の割合は、単体納税法人が34%であったのに対し、連結納税法人は6%しかなかった。
- 連結納税導入により人員を増やしたとする企業はなく、「変わらない」がほとんど。

申告納税に係る親会社の体制



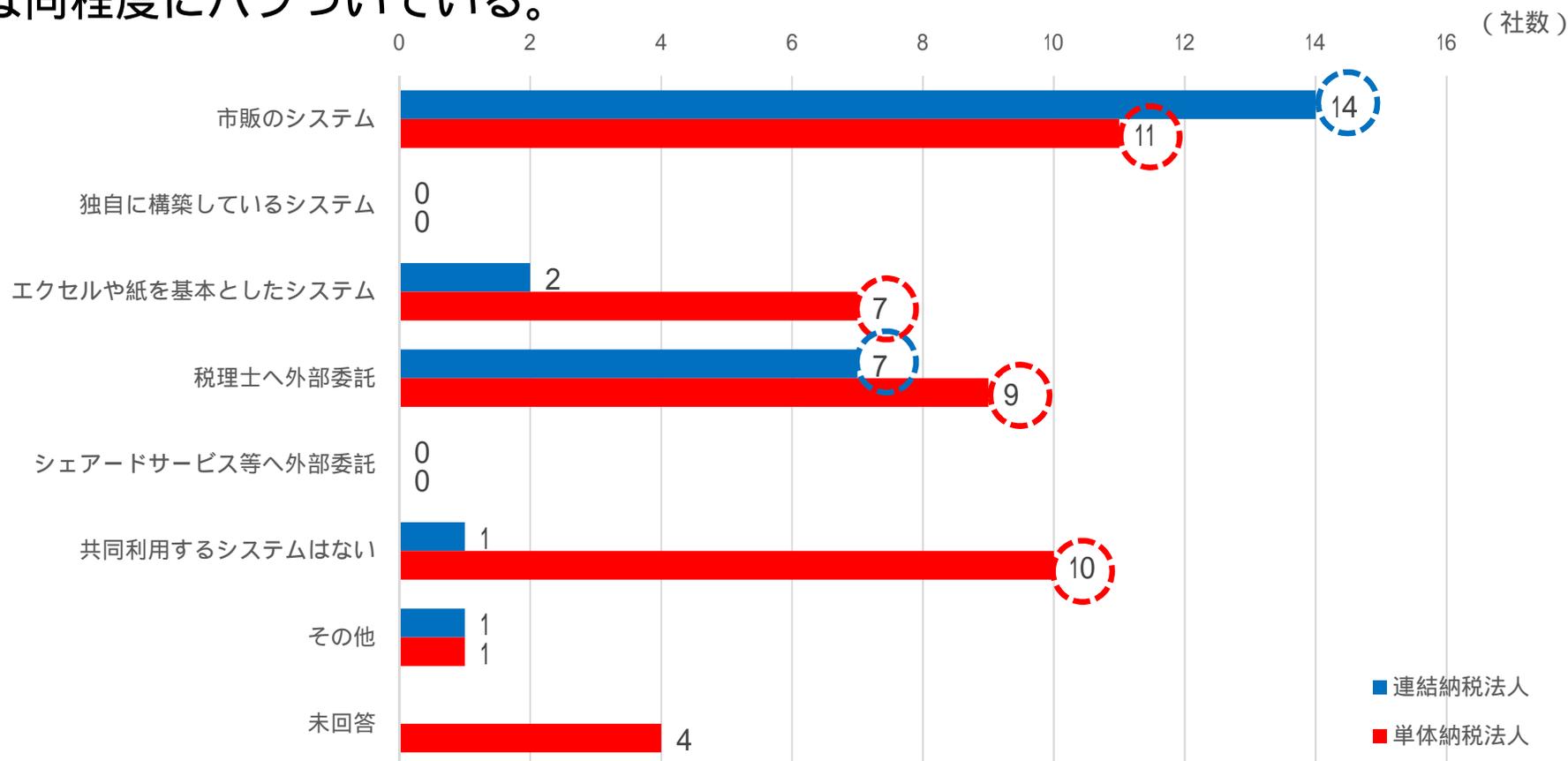
	税務に関する専任者の割合
連結納税法人	6%
単体納税法人	34%

連結納税制度適用に当たっての人員の増減



税務情報に係るシステム

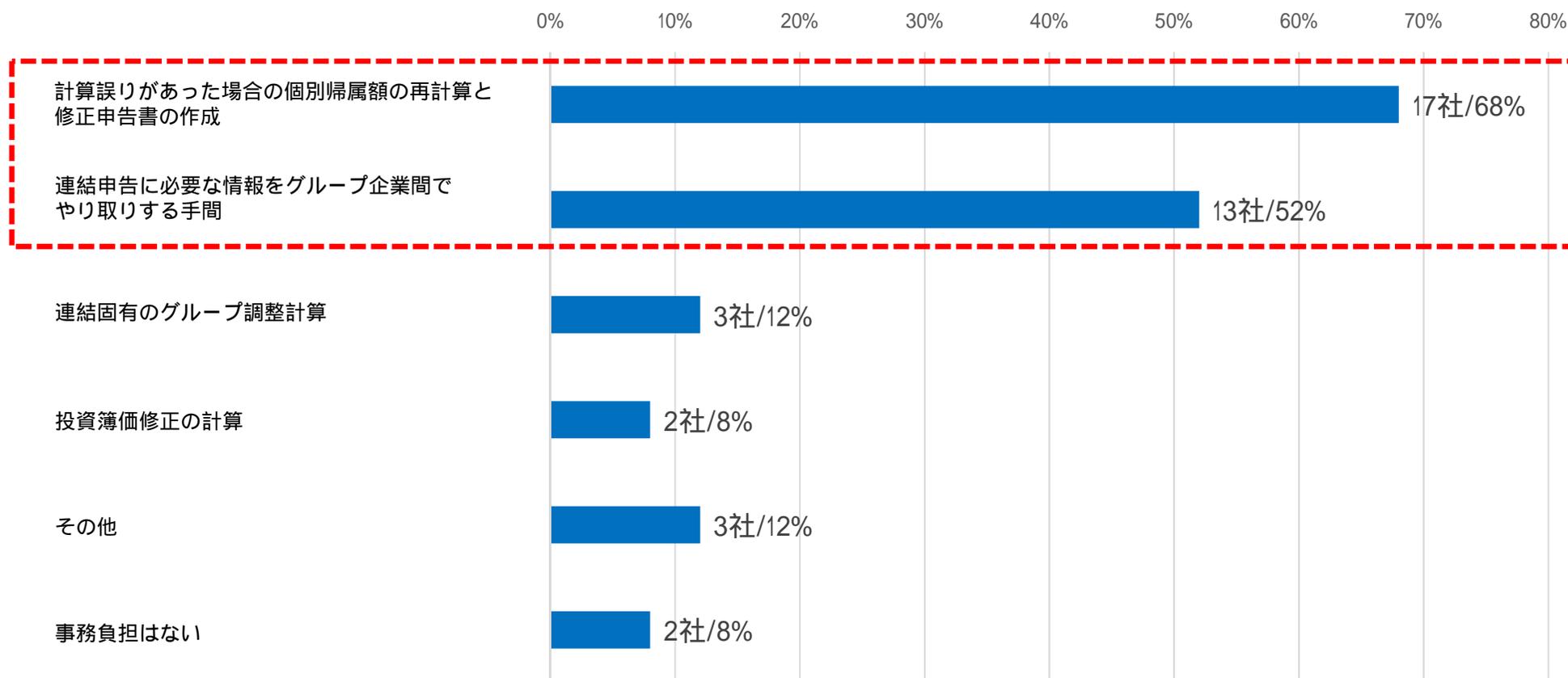
- グループ内における共同利用システムの利用状況について、連結納税法人では、市販のシステムの活用や 税理士への外部委託している法人が多数である。
- 単体納税法人では、市販のシステムを活用している、共同利用しているシステムがない、税理士への外部委託している、エクセルや紙を基本としたシステムの法人がほぼ同程度にバラついていく。



連結申告書を作成する上での負担

- 計算誤りがあった場合の個別帰属額の再計算と修正申告書の作成と申告に必要な情報をグループ企業間でやり取りする手間をあげる企業が多い。

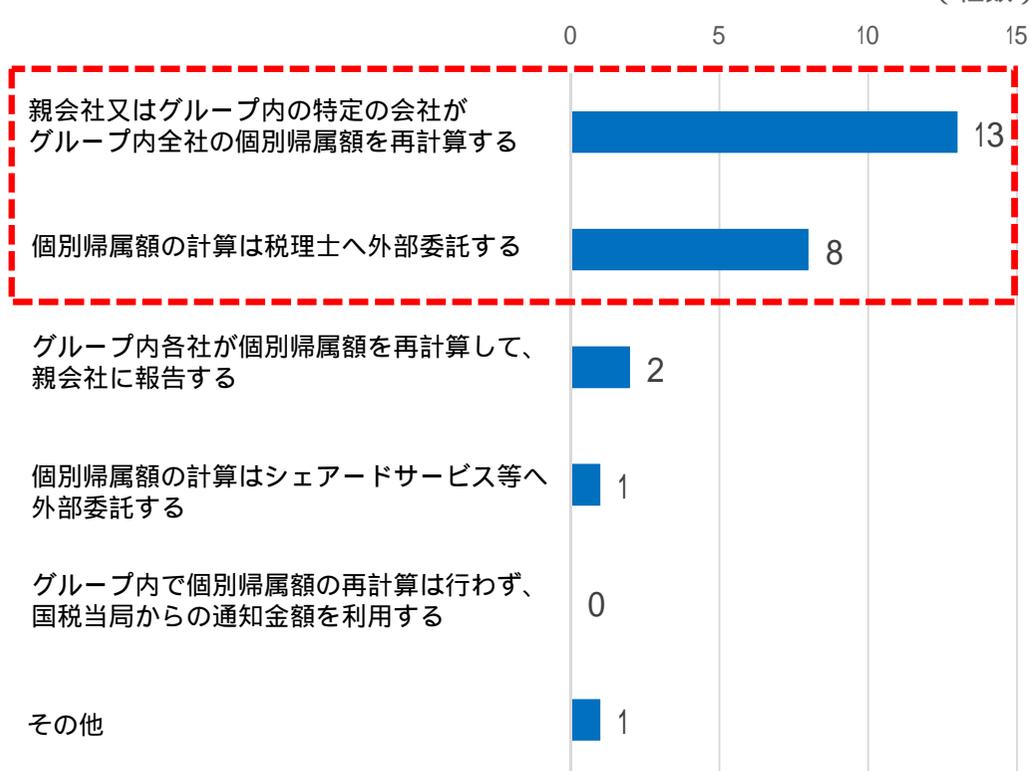
連結申告書を作成する上での負担（複数回答） 連結納税法人



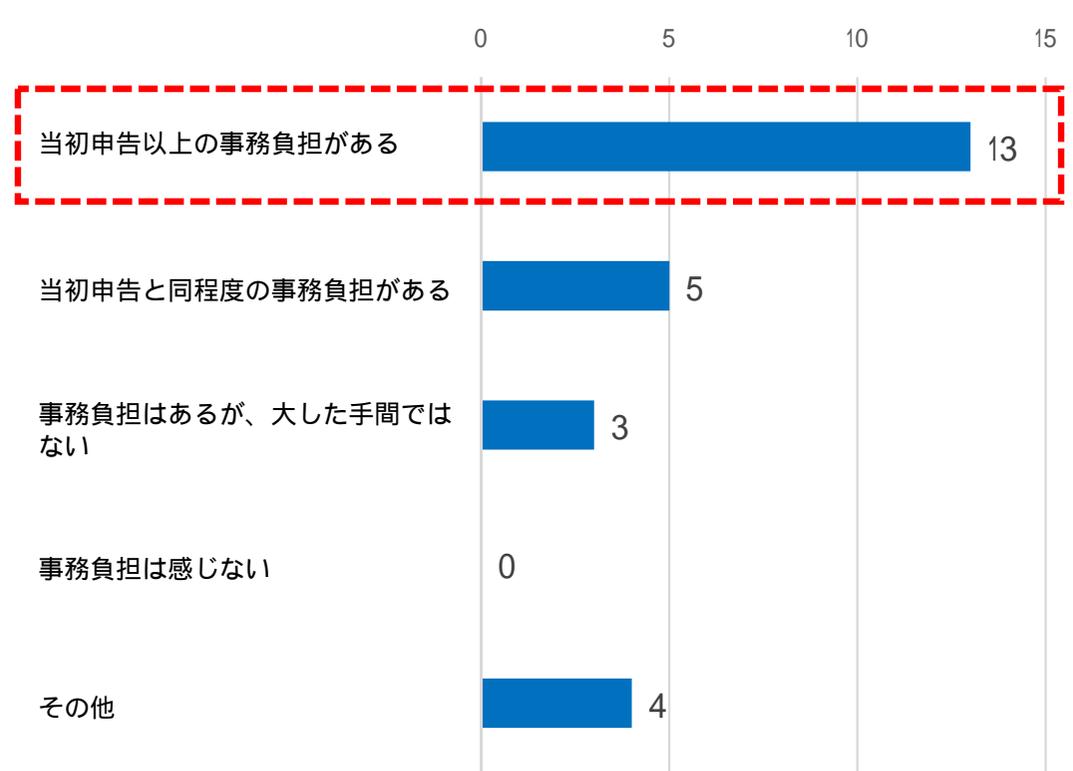
計算誤り等があった場合の対応

- 税務調査等で計算誤りを指摘された場合の再計算の方法については、親会社が行うとする企業が多数。続いて、税理士への外部委託。
- 修正申告の事務負担については、「当初申告以上の事務負担がある」とする企業が多数。

再計算の方法 (社数)



修正申告の事務負担 (社数)

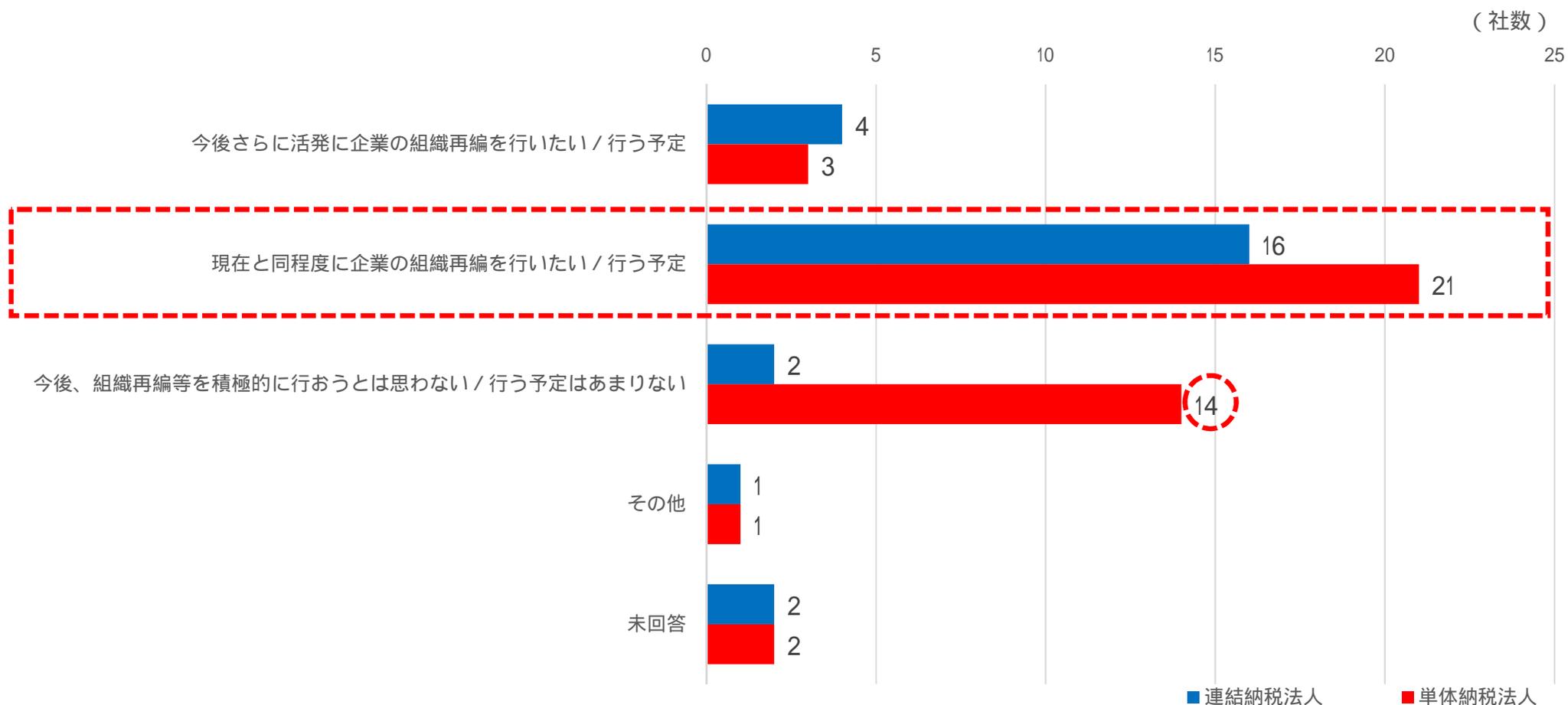


4 . グループ経営に関する状況

1. 調査概要
2. 連結納税制度の適用状況
3. 申告納税に関わる状況
4. **グループ経営に関する状況**
5. 連結納税制度に係る企業からの意見

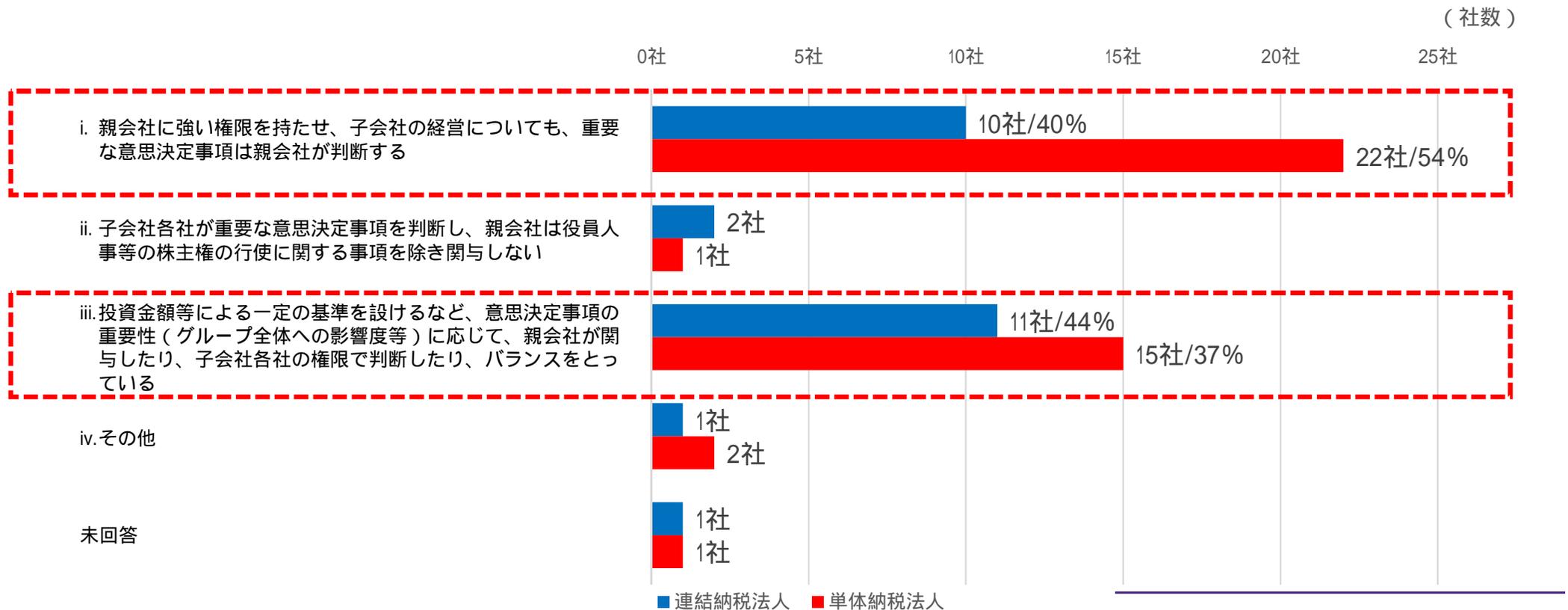
今後の組織再編の意向

- 「現在と同程度に企業の組織再編を行いたい / 行う予定」とする企業が多数。
- また、単体納税法人では今後の再編に積極的ではない法人も多い。



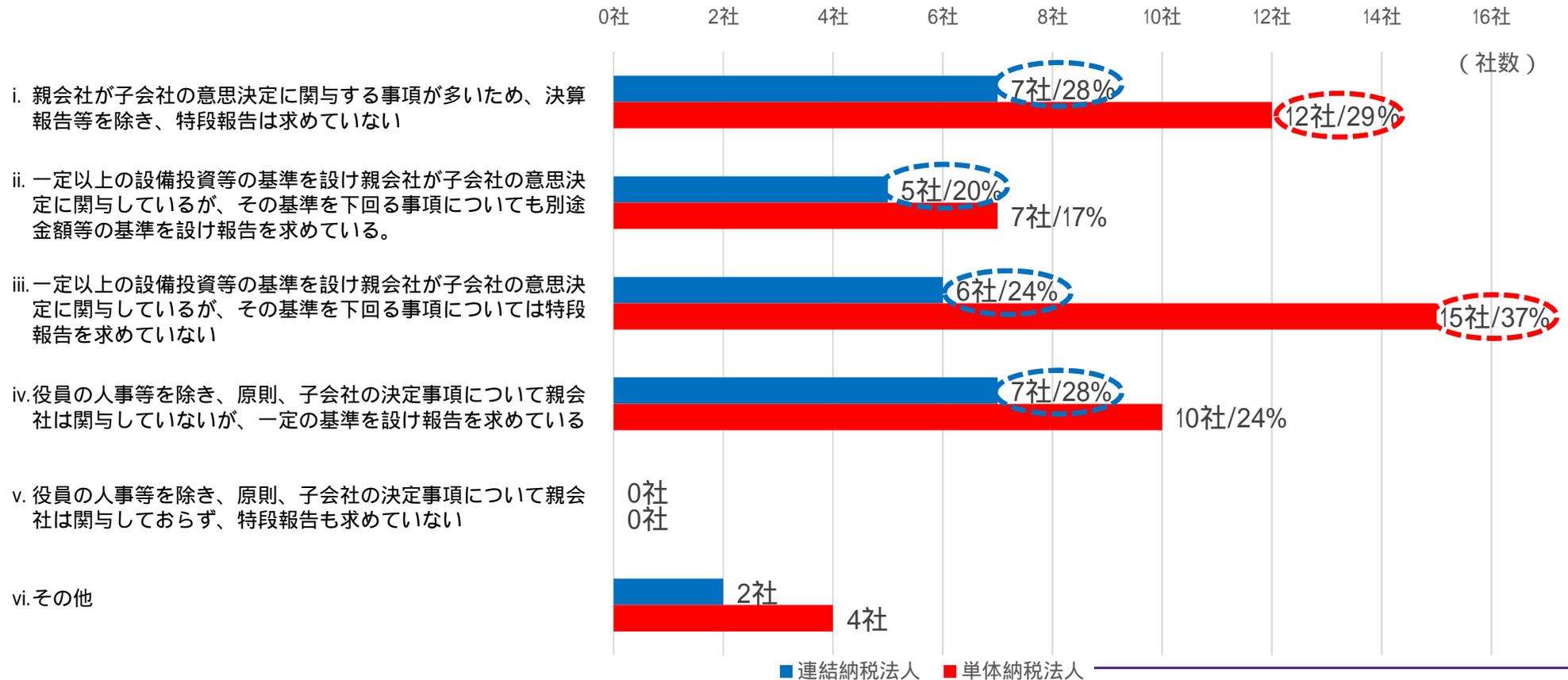
子会社に対する親会社の関与の状況

- 親会社から子会社への権限の委譲については、連結納税法人は のとおり、意思決定事項の重要性に応じてバランスをとった形と、 のように親会社に強い権限を持たせるという中央集権的な考え方を取っている企業が同程度。
- 単体納税法人については、 のように親会社に強い権限を持たせるという中央集権的な考え方を取っている企業が最多だが、 のとおり、意思決定事項の重要性に応じてバランスをとった形の企業も多い。



子会社から親会社への経営情報の集約

➤ 連結納税法人では、
 ①、②、③の回答がほぼ同数であるのに対して、単体納税法人では、
 ④の「基準を下回る事項については特段報告を求めている」や⑤の「親会社
 が子会社の意思決定に関与する事項が多いため、決算報告等を除き、特段報告を求
 めていない」とする法人が多く、むしろ単体納税法人の方が報告義務を設けていない法
 人が多いように見える。



5 . 連結納税制度に係る企業からの意見

1. 調査概要
2. 連結納税制度の適用状況
3. 申告納税に関わる状況
4. グループ経営に関する状況
5. 連結納税制度に係る企業からの意見

連結納税制度に対する単体納税法人の意見（１）

（事務負担に関する意見）

- 事前資料準備や申告事務の特定部署への集中。
- 子会社の税務調整内容の確認や誤りがあった場合の税効果会計への対応等、最終的な取りまとめを行う連結親法人の事務負担の増加が懸念。
- 連結納税制度は国税のみが適用対象のため、制度自体が複雑であり、申告書作成実務が非常に煩雑になり事務負担が多大。
- 税額に修正が生じた時の再計算の負担が大きい。

（体制整備に関する意見）

- 事務負担の増加に伴い、人員の確保やコストの増加が懸念。
- 人的リソースが不足しており、導入に向けた対応自体が困難。税理士等への外部委託に関しても、コスト的な問題もありハードルは高い。
- 税務担当者への教育から開始する必要がある、連結納税制度の教育よりも単体納税制度の教育が優先される。
- 子会社の税務担当者が制度を理解するため、別途研修を行う等、指導が必要となる。
- 決算スケジュールの早期化が求められる。

連結納税制度に対する単体納税法人の意見（２）

（メリットが少ないことに関する意見）

- 子会社に欠損金がない場合、損益通算のメリットが得られない。
- 連結納税開始時における子会社資産の時価評価の負担が大きい。
- 地方税は制度の適用対象外であるため、あまりメリットを感じない。
- 実質的に法人税に附随して生じる法人住民税および法人事業税に係る業務が子会社に残存し、業務集約メリットが薄い。
- 電子申告の義務化で単体毎に申告する場合の事務負担が減る一方、相対的に連結納税の事務負担が大きくなるため、大幅な簡素化がないと導入のメリットを感じられない。
- 100%子会社しか損益通算の対象とならないため、グループ内に100%子会社が少ない場合には制度自体の適用がしにくい。

（その他、連結納税制度の見直しに向けた意見）

- わかりやすく納得できる税制にしてもらいたい。

連結納税制度に対する連結納税法人の意見（１）

（連結納税制度がグループ経営に与える影響に関する意見）

メリット

- 同一システムで管理することにより、グループの税務ガバナンスが強化された。また、子会社の税務申告レベルが向上した。
- 損益通算により赤字会社の税負担が軽減されるため、グループ戦略が立てやすくなった。
- グループ間の税負担が適正化した結果、積極的な投資を行う余力ができた。
- 会計・税務処理の統一化を図ることができた。

デメリット

- 1社でも修正があるとグループ全体に影響があるため、決算早期化の阻害要因となる。
- 上場親会社の決算スケジュール上、子会社は親会社への報告日までに税理士のタックスレビューが事実上、受けられない状況になる。
- 欠損金の切捨てや時価評価課税を考慮する必要があり、M&Aや組織再編の阻害要因になっている。
- 子会社の税務意識が希薄化してきていると感じる。

連結納税制度に対する連結納税法人の意見（２）

（連結納税制度がグループ経営に与える影響に関する意見）

その他

- グループ法人税制があるため、グループ全体の税負担が適正化した以外に連結納税制度がグループ経営に与える影響はない。
- 子会社に適切に運用させるための手間は負担に感じるが、裏を返せば、子会社へのガバナンスを機能させることでもあり、親会社としては好ましい環境にあると考える。
- 小規模な子会社の税務申告内容について、連結納税制度導入後はそれまで関与していなかった申告書の記載内容を一通り把握するようになった。

（情報集約・申告の事務負担に関する意見）

- 申告調整に必要な資料の準備や税効果金額の会社への伝達、子会社からの申告書添付資料等の取りまとめ等の事務負担が増加。また、事務が煩雑であり、更なる普及の足枷になっている。
- 単体納税制度に比べて、連結納税制度の申告書のボリュームが多く、また、関連する別表との整合性チェックはかなり困難に感じる。
- 特措法の恩恵を受ける場合等、連結納税会社全社のデータを集める必要がありデータ収集が大変になる。

連結納税制度に対する連結納税法人の意見（3）

（体制整備に関する意見）

- 子会社の経理担当者に税務の知識がないため親会社の事務負担が大きい。システムへの入力を含め、子会社担当者の税務知識の底上げ・教育が課題。
- 制度が複雑で、担当者教育に時間を要する。また、外部税理士に委託するとその分コストが増加するが、連結納税制度に詳しい外部税理士は少ない印象。
- 制度導入前よりも子会社との連携が必要。また、電子申告義務化への対応も必要。

（システムに関する意見）

- 市販のシステムでは単体納税制度を適用した場合と比較した節税効果の算出ができず、別途手作業で算出しており、ベンダーの利用者視点の欠落を感じる。
- 連結納税制度そのものの見直し以外にも、市販のシステムの利用者目線が必要であり、システム利便性の向上、利用者自身への適正な税務申告に対する貢献度の認識（再定義）など、幅広い検討が必要。

連結納税制度に対する連結納税法人の意見（４）

（決算・修正・更正に関する意見）

グループ全体への影響の大きさや負担の増加

- 1社の所得変動が全社に影響し、納税額の精算やその申告調整を管理するなど事務負担が大きい。
- 修正・更生の際、影響が小さい場合にもグループ全体に影響が出るため、負荷が大きい。
- 子会社には個社の処理システムしか置いていないため、修正があった場合、子会社は親会社の連結再計算を待つ事になるため、作業が進まない。

税金計算の複雑性・煩雑さ

- 計算が非常に煩雑であり、全体計算をしないと税額が確定しないため、確定数値の確認に手間がかかる。
- 税金計算は外部委託しているため申告書修正に負担はないが、財務会計へ反映する際に修正処理の理由、背景を良く理解する必要がある。
- 法人税、住民税、事業税で分けて計算管理する必要があり、それに伴い税効果も分けて計算する必要があるため、処理の複雑性が増している。
- 税効果会計の対応を含めて、決算見積りに時間を要する。

連結納税制度に対する連結納税法人の意見（５）

（地方税に関する意見）

- 地方税の計算が煩雑。また、地方税は連結納税制度の適用外のため、税効果会計の計算が複雑になった。むしろ、地方税も連結納税制度の対象に含めるべきではないか。

（加入・離脱時に関する意見）

- 加入、離脱時の各種届出が、みなし事業年度申告を伴うため新規法人の設立や廃止と同等程度の負担となっている。
- 一度加入したら、離脱ができない。
- 連結納税制度適用後に100%の支配関係になった場合には、連結納税制度の強制適用となり、その後の100%の支配関係の解消が見込まれていても、加入と離脱の手続を実施しなければならない。
- 連結納税導入・加入時に100%の支配関係の発生から5年を経過していない法人について、資産の時価評価及びそれに伴う評価益に対する税負担が必要になるとともに、導入・加入時点で保有していた繰越欠損金が切捨てられる。
- 離脱に関して企業に裁量を認め、加入後一定期間経てば離脱が自由としても良いのではないか。

連結納税制度に対する連結納税法人の意見（6）

（その他、連結納税制度の見直しに向けた意見）

- 組織再編やM&Aに際して欠損金の切捨てや時価評価課税を考慮する必要があるといったデメリットが大きいため、個別帰属計算と単純合算する等、計算の簡便化による事務負担の軽減が必要。
- 単体の税務申告ができればスムーズに連結納税手続・申告書作成ができるよう、連結納税制度の簡素化が必要。
- 連結申告書提出において、同じ別表を連結分と個別分で提出するのは不合理に感じる。